

文教厚生委員会



【付託案件】

- ・かすみがうら市国民健康保険条例の一部改正について

【審議内容】

Q：出産育児一時金について伺いますが、30万円から35万円となるわけですが、この財源については国、市町村の負担はどうか伺う。

A：助成ですが、国の補助は無く市の一般会計から3分の2措置するようになっており、合わせて35万円となります。

Q：新しく8月に2割になって、10月から3割、立て続けに1割だった人が、2割・3割と今回の医療制度の改正でなってしまった。新しく2割になった人が46名、保険の改正によって負担増となる人だということか伺う。

A：52名の方が、昨年から現役並み所得の方は同様に自己負担2割、今度の制度改正により所得控除が変りまして、その影響で2割になる方が新たに46名、控除額が下がりましたので、その分課税所得が増えた関係で現役並みに見なされる方が46名という内容です。

Q：現役並みは所得額145万円という基準があるわけですが、公的年金の控除が140万円だったのが、120万円になって差額が逆に、所得増になった。その所得増によって現役並みに格上げされてしまった方が46名。元々、所得課税145万円分あった方は、52名ということか伺う。

A：そのとおりです。

賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

総務委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市情報公開条例の一部改正について
- ・かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について
- ・かすみがうら市消防団条例の一部改正について
- ・かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- ・財産の取得について

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【審議内容】

Q：高規格救急自動車の購入では、指名競争入札を2社で行ったということだが、2社しかなかったのか伺う。

A：救急車の購入に関しては、購入すると同時に、必要な医療機器等の機装が必要になってきます。そのため、機装が行える会社が2社しかないということで、その2社を指名し、指名競争入札を実施しました。

Q：高規格救急自動車の中には、どのような医療器具が装備されているのか伺う。

A：配付した資料に従って説明します。1点目は、気道確保用資器材一式です。一般的に気管挿管のそういう部分の、空気的位置を確保する資器材が細かく記載されています。2点目は、自動体外式除細動器（AED）です。3点目は、点滴を行う用具一式です。強心剤以外の点滴を行うためのポンプと輸液関係の資器材一式とスタンドと処置用具が記載されています。4点目は、生体モニターということで、心電図の計測、血中酸素飽和度測定等の資器材が記載されています。5点目は、心電計及び心電図伝送装置で、心電図を医療機関に直接電話を使って伝送するような装置になっています。6点目は、自動車電話を2台積載しています。医療生体情報の伝送用と、救命救急士が医師から指示を受ける電話です。7点目は、情報を医療機関にFAXで送るための装置です。

Q：現在、消防署には、これと同じ高規格救急自動車は2台あるようだが、仕様は今回とまったく同じということか伺う。

A：はいそうです。



▲現在配備されている救急自動車

委員会付託案件の審議

議会運営委員会

【付託案件】

- ・市長逮捕に関わる全容解明を求める請願書

【趣旨説明】

かすみがうら市の鈴木三男市長が、市が発注する公共事業に係わる収賄容疑で逮捕されるという事態がおきました。旧千代田町においては、千代田大橋建設工事にみられるように官製談合が長期に亘って行われているのではないかと疑われていました。そして、その官製談合を仕切っていたのが鈴木市長本人ではないかとの噂が絶えませんでした。今回の事件は、あくまで氷山の一角であり、50万円の収賄容疑で終わるものではありません。これは常態化していたのではないかと考えます。今、余罪も含めその他の案件についても徹底した真相の解明が求められています。また、議会としてただ司直の手に委ねればよいというのではなく、議会自らが積極的に調査することも必要だと考えます。以上の観点から下記の通り申し入れをいたします。

1 議会として市長自ら真相を明らかにすることを求めること。臨時議会を早急に開催して、市長に真相を語るように求める決議をあげること。

2 議会に、調査特別委員会を設置すること。その際、市民の傍聴も認めること。

【意見】

○：司法の手にゆだねて、今裁判になるわけですから、我々議員が特別委員会で調査しても議員では限界があると思います。よって、真相解明をするにしても不可能なことであると思われる。

○：一般的に司法の手に渡る前に設置するのが妥当であろう。また、本件は係争中のため、裁判上の利益、不利益を生じる可能性があり、関係者の出頭、証言、資料等は制限されるのではないか。そうならば設置することはいかなものか。

○：多くの方から、署名をいただいておりますが、調査権は不祥事件が発生した時に行使されることが多いが、警察の捜査と議会の調査が競合する恐れがある。司法以外の公的な立場にあるものが、裁判にも重大な影響を及ぼすことになるためここは不採択としてはどうかと思います。

全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

建設委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市手数料条例の一部改正について
- ・市道路線の認定について

全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

【審議内容】

Q：のぼり旗というのはどこまで立てたものが該当になるのか。公有地に立てたものが該当になるのか、民有地に立てたものが該当になるのか伺う。

A：のぼり旗に限らず、屋外広告物については禁止区域、許可地域、禁止物件、禁止広告物というような区分になっています。例えば自宅等の自家広告物について、5㎡以下について、適用されませんので5㎡以下であれば、宣伝用の自家用の店頭前にある広告物、看板等は該当しません。

Q：せっかく道路を整備するのだから、安食地区から来て、県道石岡・田伏・土浦線まで抜かなければ意味のない道路になってしまう。県道まで計画の延伸をしてはどうか伺う。

A：ご指摘された内容も将来に向け、構想として整理をしていくということでご理解いただきたいと思います。



▲市道路線の説明（三ツ谷、小原地内）